

佐賀県告示第 444 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により令和 3 年 11 月 17 日付けで佐賀中部広域連合規約の変更を許可した。

令和 3 年 12 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義